

令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見 特定生産緑地制度の更なる周知など要望 昨年12月に市長から回答



橋長会長（写真前列左）から濱田市長（同右）へ
意見書を手交

昨年10月2日、橋長会長から濱田市長に手交した、「令和3年度高槻市農地等利用最適化推進施策等に関する意見」に対し、昨年12月25日に市長から回答がありました。意見書は、令和3年度の高槻市の予算に「農業者之声」を反映するため、農業委員会が農業者の意見を取りまとめたものです。本号では、意見書（主要な4項目）及び回答をご紹介します。

- | | |
|---------------------------------|--------|
| 1 都市農業振興施策全般について..... | 3面 |
| 2 地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について..... | 3・4面 |
| 3 農地の保全に向けた農業施設の整備について..... | 4・5面 |
| 4 農空間を取り巻く良好な環境の形成について..... | 5・6・7面 |

【目次

▼令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見 「はじめに」

本市農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、平成29年に農業委員14名及び農地利用最適化推進委員7名による新たな体制となり、本年7月には、法改正後2回目となる委員の改選が行われたところである。

また、昨今、全国各地で甚大な被害をもたらす豪雨災害や、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、農業者にとっても大変厳しい状況が続いている。

一方、国は、都市農業の果たす役割として、単に食糧生産の場だけに留まらず、災害時における貴重な防災空間や豪雨被害を軽減する天然の貯水施設としてのほか、良好な景観の形成にも寄与していることなどを高く評価し、平成27年に「都市農業振興基本法」を制定したことを皮切りに、「生産緑地法」の改正や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の制定等、関連法の整備を相次いで行った。

本市の農業は「都市農業振興基本法」に定義される、まさに「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」であり、都市住民の農業への理解のもと、これを継続させていくことが求められる。また、同時に生産者と消費者との距離が近いことから、「地産地消」の推進や「安全・安心な農産物の供給」などについて、重要な役割が期待されるところである。しかし、本市の農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加に加え、市内農家の大半が自給的農家や小規模販売農家であるため、担い手への農地集積・集約化が進まない状況にある。

これまで本市農業委員会は、委員一丸となり市内の農業者の先頭に立ち、地域の諸問題の解決や市内の農業振興を図るとともに、優良な農地の保全に全力で取り組んできた。今後も「担い手への農地の利用集積・集約化」、「農業経営を営もうとする者の育成と確保」、「遊休農地の発生防止・解消並びに農地の適正利用」など、本市農業委員会の重要な責務である「農地等の利用の最適化の推進」に向け、新たに選任された農業委員と農地利用最適化推進委員、総勢21名が一致団結し、取り組んでいく所存である。また、これらの取組をより効果的に進めしていくため、市や農業関係団体などの関係機関と緊密な連携を図ることが重要であると考える。

このたび、本市農業委員会においては「農業委員会等に関する法律」第38条に基づき、農業者や農業関係団体等の意見・要望を、「農地等利用最適化推進施策等に関する意見」として取りまとめたので、本市の農業の持続的発展のため、令和3年度予算編成にあたり、次の事項について所要の措置を講じられたい。

1

都市農業振興施設

全般について

①生産緑地法の改正に伴う対応

「特定生産緑地法の改正に伴い「特定生産緑地制度」が創設され、令和4年から運用が始される。市においても制度の利用促進や利用を希望する農業者のスムーズな手続きのため、農業者に寄り添つた周知活動や指定に取り組まれたい。



都市部の貴重な空間となる生産緑地

農業用機械の共同化に対する支援について、現在は大阪版認定農業者に対する支援制度を活用し実施されているが、この制度対象外となる地域共同事業及び個人受託事業に対しても市の施策において支援を検討されたい。

めた支援を検討されたい
〔回答〕受委託組織につきましては、JAたかつきが取り組む農作業受委託事業、後継者育成事業の取組に対する支援をはじめ、地域農業の担い手となる受託組織の育成などに、引き続きJAたかつきや農業関係団体と連携を図り、取り組んでまいります。

担い手不足を一因として、遊休農地が増加しており、雑草の繁茂や害虫の発生源となることで近隣の営農にまで支障をきたす事態が生じていい。地域においてもJAたかつきと連携し、担い手の育成や受託組織の結成に取り組んでいるものの難航しております。行政主导型の制度づくりも含

版認定農業者支援事業を活用し、引き続き支援してまいりますので当該事業をご活用ください。

〔回答〕地域の農業者や大阪府と連携し、市内新規就農者の技術指導や農地拡大等のサポートを行うことで、認定新規就農者を育成し、担い手不足の解消に努めてまいります。

⑤農業経営を継続していくための税負担等の軽減

相続税納税猶予制度の維持を国に対し働きかけるとともに、免除の確定までの期間についても、後継者が不足している現状を鑑み、現在の終身から20年に短縮されるよう働きかけられたい。また、優良農地に対しては、相続税や固定資産税等の税負担がさらに軽減されるよう、国に対しても働きかけられたい。

④ 優良な担い手の確保に向けた取り組み
これまで地域の農業を支えてきた担い手の高齢化が進み、離農や営農規模縮小が進む中で、市内の遊休農地も増加傾向にある。地域や関係機関と連携して、優良な担い手の確保や育成等の支援に取り組まれたい。

振興基本計画」において講すべき施策の一につき税制上の措置が位置づけ

一人ひとりの農業者を応援する 農業者年金

地産地消や食育啓発、 主産地育成事業の推進について

①学校給食における地産地消

とは、次代を担う子どもたち

〔回答〕小規模基盤整備事業につきましては、さらなる周知に努め、農業者の要望や実情に応じた効果的な事業を実施してまいります。

（回答）農業関係団体や地域との意見交換や勉強会等を開催しておりますので、引き続きこれらの機会を通じ、地域の実情に応じた効果的な施策の実施に努めてまいります。

たが、さらなる農業者に対する本制度の周知を通じ、農業者が効率的・経済的な農業を営むため、農業者の要望に応じた事業を積極的に推進されたい。

都市農業の重要性に鑑み、地区実行組合長会と行政との意見交換を積極的に図ることも、小規模農家に対する営農活動への支援に取り組まれた。

(6) 小規模な農地の集約化事業の推進

畦畔除去等による農地の区画拡大のため、基盤整備に係る工事費を補助する「小規模基盤整備事業」が市によるて実施され

農業者年金・6つのポイント

- ① 農業者なら広く加入できる
 - ② 少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金
 - ③ 保険料は自由に決められる
 - ④ 終身年金。80歳前になくなつた場合には死亡一時金あり
 - ⑤ 税制面で大きな優遇
 - ⑥ 保険料の国庫補助

な役割を果たしている。地域の農業者が意欲的に取り組めるよう、すべての学校給食に地元の高槻産農産物の使用枠を設定するとともに、生産価格に見合う買取り価格が実現するよう支援されたい。また、市において学校給食での高槻産農産物の使用に取り組まれているが、学校以外の公共施設での使用についても検討されたい。

〈回答〉高槻産農産物につきましては、引き続き学校給食において可能な限り使用するよう努めてまいります。また高槻産農産物の使用枠は確保しており、それを満たすよう生産者に供給量の増加を働きかけるほか、学校以外の公共施設での使用についても検討してまいります。



学習用で稻刈りに励む小学生たち

(3) 気温が2°C上昇すると、米の収穫量は全国平均で約3%減少するとともに、米の品質も未熟米が多くなり、1等米比率が低下すると言われているなか、近年高温状態が続いている。これらの対策の1つとして、各地の農業研究センターでは、高温に耐えられる新品种が続々と開発されてい る現状にある。市においても各地の情報収集と收集した情

③高温障害対策

ウイルス感染症の影響から規模が縮小になったものの、小学校31校で実施させていたきました。今後も予算確保に努めるとともに、協力農家や関係各所と引き続き連携を図りながら、支援していきたいと考えております。また、頂戴しましたご意見等について、は、関係機関において、情報共有が図られるよう努めてま

（回答）本事業は、児童が農業や自然環境、食に対する理解を深めるだけではなく、地域・保護者の方々とともに力を合わせて取り組むことで、地域と学校のつながりを深める契機にもなっています。

の見直しが必要になることも想定される。地域と行政、特に教育委員会が、より連携を密にして情報や問題を共有すべき対策を講ぜること。

〔回答〕地元農業関係団体等が管理する農業用水路等の農業施設の老朽化対策に係る予算については、地元農業関係団体等と協議・調整の上、農業基盤保全事業の予算確保に努めてまいります。また、これら施設の点検作業や保守管

①農道や水路等の整備 農道や農業用水路等は都市農業の維持発展のためには欠かすことの出来ない基盤であるが、老朽化や近年相次ぐ自然災害による甚大な被害により、安全性を欠き、利用に支障をきたす場面も多く見受けられる。これら施設の整備や補修に係る予算の拡充を行なう点検作業や保守管理を徹底するなどの支援に取り組まれ

理につきましては、管理者である地元農業関係団体等において実施いたたくよう、お願ひいたします。また、市が管理している農道や水路につきましては、適正な維持管理に努めてまいります。

3 農地の保全に向けた 農業施設の整備について

りませんが、現在、大阪府においては高温耐性に優れた「にこまる」が産地品種銘柄に設定され、異常高温下において収量の低下がないものと聞いております。引き続き、国、大阪府及び関係機関の動向を注視し、府内の高温障害の状況や研究状況等の情報収集と情報提供に努めてまいります。

が所有する農業用水確保のための井戸及びため池につきましては、農業基盤保全事業の活用をご検討ください。

三

農業施設の老朽化について、地域においても計画的に農業基盤保全事業を活用し、整備を実施しているものの、実施できていない施設も多いのが現状である。市においてもさらなる補助の拡充を検討されたい。また、農業経営のより一層の効率化を推し進めることのため、農業基盤保全事業の一般土地改良事業における畔等改良整備に係る一事業200万円の限度額、受益面積10a以上及び直高0.9m以上の工事であるという要件を撤廃されたい。

採択要件を緩和した需給調整促進特別対策事業がありますので、一般土地改良事業の両方に満たない小規模な事業はそちらをご活用ください。

④農地の地力の増進への支援

安全・安心な農産物を生産する基本は地力の増進です。レンゲは緑肥として極めて有効なだけではなく、地域住民の憩いの場として良好な住環境にも寄与している。現在も希望者へ種子の配布を実施されているものの、要望数に足りておらず、さらなる支援の拡充を実施されたい。

【回答】レンゲの利用につきましては、地力増進や良好な景観形成、憩いの提供をさらに確実にし、このように市町村へ向けての普及促進を図ります。



一面に咲く三島江のレンゲ畠

4 農空間を取り巻く 良好な環境の形成について

①有害鳥獸対策

た
い
?

従来の囲いわな・箱わなだけでは効率的な防除が出来ていませんことから、くくりわな等の使用許可及び監視機能付囲いわなの設置に向け取り組ま

(I) 市において従来から実施されてきた有害鳥獣対策事

〈回答〉有害鳥獣の防除対策

業の予算を増額し、各種補助策について、一律5割の補助を実現されたい。

〈回答〉予算につきましては、被害状況を踏まえ、本事業に対する農業者の需要も高いこ

ありがとうございます。

とから、引き続き予算の確保に努めてまいります。

対象としておりません

補助の拡充に取り組まれた。また、電気柵の設置やその維持費、既存防護柵の補修等にも補助範囲を拡大された。

害が増加傾向にある。これら

〔回答〕有害鳥獣の被害対策

卷之三

業は、おまじでは被害状況等を踏まえ、引き続き予算の

しては、有害鳥獣被害防止施

氣柵につきましてはバツテ

ださい。

更新について補助対象となつ

す鳥兽は下記に列記するよ。

つきましては、自然災害にかかる補助二つ、補助対象二

は。一、花等が満開の時

なつてありますのでそれそれで
ご用ください。

上で、効果的な対策を実施す

(Ⅲ) 有害鳥獣の防除対策として捕獲檻の設置にあたり補

ても近年被害が増加傾向にあ



有害鳥獣対策のため設置された檻

追加指定を実施する等の対応を実施されたい。（農産物に被害をもたらす鳥獣）イノシシ、シカ、サル、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、カラス、ヒヨドリ、スズメ等の回答）農産物に被害をもたらす様々な種類の有害鳥獣の対応につきましては、獣友会や関係機関との連携を図りながら、農作物被害の防止に努めてまいります。

②ジャンボタニシの駆除

ジャンボタニシの生息域が市北部に広がりつつあり、水田の被害も年々増加している。現在は、各々の農業者で捕獲や薬剤配布等の駆除・防除作業を実施しているものの、面的な一斉駆除を行わない限り、根絶は困難である。既に他自治体では駆除に向かって支援を開始しているところもあり、早急に被害状況の調査を実施するとともに、駆除・防除を推し進めるため、薬剤の補助を検討されたい。

（回答）ジャンボタニシの害防除につきましては、地域での水路清掃活動や、利水管理等において防除に努めています。ただくようお願いします。なお、面的・一斉駆除や農薬等に対する支援につきましては、各農業者や実行組合等で対応をお願いしたいと考えておりますが、大阪府や関係団体と連携して被害防除に向けた情報提供に努めてまいります。

（回答）不法投棄につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における農地や山林に関わらず規制されており、個人及び法人ともに罰金や懲役等の罰則が設けられています。公共の場所へ不法投棄があつた場合は、対策も含めてその場所の管理者へ、私有地の場合には警察へご相談ください。

（回答）農道も含めた道路に隣接する農地は、ゴミの不法投棄やペットの糞等の被害に悩まされており、特に空き瓶やペットボトル、空き缶の投棄は、農業用機械が損壊する原因となる



毎月行われる農業委員会定例総会

（回答）市が管理する公有水路につきましては、引き続き、清掃等を行い、機能維持に努めています。また、開発事業に伴う農業用水路の暗渠化については、開渠を基本とした指導を引き続き行っています。なお、草やゴミの回収につきましても、地元農業関係団体等と連携しながら、継続してまいります。

⑥農道や農業用水路の恒常的管理

（回答）農道や農業用水路について、現在は地域の農業者において、除草作業を始めとした管理が行われているが、担当手の高齢化と減少が進行する中で、従来の管理方法の継続が困難になることが想定されることから、行政における恒久的な支援を検討されたい。

（回答）農道も含めた道路につきましては、新たに補助制度の創設することを検討された。市において道路に面した部分に高さ1.5m以上のフェンスの設置に対して、新たに補助制度の創設することを検討されたい。

（回答）農道等での迷惑駐車等につきましては、地域において対応いただきとともに、告知看板等による啓発に努めてまいりますが、指導等が困難な場合につきましては、関係機関と連携した対応をお願いいたします。

（回答）農道へのゴミの不法投棄につきましては、告知看板等による啓発に努めていますが、指導等が困難な場合につきましては、関係機関と連携した対応をお願いいたします。

（回答）農業用水路における不法投棄、汚泥、土砂、空き缶等のゴミの堆積や菱や水草の繁殖は、悪臭や下流への流れの阻害の原因となつており、近年の集中豪雨の際に度々発生する水位の急上昇の一因にもなつてゐるので定期的な点検と浚渫工事の実施等に取り組まれたい。また、開発事業の際に、安易に農業用水路を暗渠にするとその後の維持管理に支障が生じるため、必要

（回答）農道も含めた道路につきましては、告知看板等による啓発に努めていますが、指導等が困難な場合につきましては、関係機関と連携した対応をお願いいたします。

（回答）農道や農業用水路につきましては、各農業者や農業関係団体等での対応をお願いいたします。

（回答）農道での迷惑駐車が年々増加しており、農作業に支障を

高槻市農業委員会だより

〈回答〉地元農業関係団体等が所有する農業用水路つきましては、地元管理を原則としていることから、持続可能な管理方法等についてご検討いただきますよう、お願いいいたします。

農道につきましても、地元管理を原則としていることから、農業基盤保全事業を活用することも視野に入れご検討くださいますようお願いいいたします。

⑦ため池の適正な管理

ため池の適正な管理に向けて、市においては、教育委員会や各自治会を通してその有用性、危険性について啓発に取り組んでおり、各地域としてもため池にフェンスを張り越える者、さらにはフェンスを損壊して侵入する者が後を絶たず、警察へ通報せざるをえない事案も多数発生しているのが現状である。市においてもため池の適正な管理に向けて、以下の意見について対応されたい。

(I) 教育委員会や学校、自治会を通したさらなる啓発の強化に取り組まれたい。

〈回答〉ため池に入るなどの行為は、安全面においても非常に危険であるため、学校を通じて小中学生に対し、ため

池に立ち入らないよう指導します。
（II）警察と協力し、定期的なパトロール体制が実現するよう取り組まれたい。
（回答）
（III）破損修理費用についての取扱い。
（回答）たまにしては体等の施設基盤保全事業等の駆除に不法投棄やスタタ組まれたい。



ため池に設置された柵と看板

発事業については、開発事業の手続等に関する条例（以下、「開発条例」）における本市との事前協議の際に、用排水等に支障をきたさないよう指導するとともに、地元農業関係団体との協議・調整を図るよう指示してまいります。

⑨良好な農空間の維持 農地やその近隣での開発にあたっては、周辺の営農に支障をきたさないよう、事業者に対しても実行組合等と十分に協議するよう指示されたい。

「回答」開発事業者には、開発条例における本市との事前協議の際に、周辺の営農に支障をきたさないよう、地元農業関係団体との協議・調整を図るように引き続き指導してまいります。

⑩農業用水路の占拠への対策 農業用水路やその側道の里道上に個人が工作物（鉄板等）を設置



地域に親しまれている郡家のコスモス畑

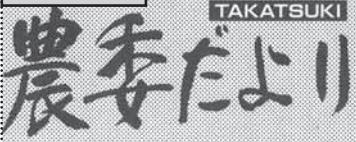
し、物置や植木を置く等の行為で占拠を行つており、水路掃除を始めとした地域における維持管理に支障をきたしている。維持管理のみならず、事故発生時の対応の障害になりうるため、市において撤去するよう指導を徹底されたい。

〔回答〕里道・水路の不法占拠につきましては、関係法令に基づき除却及び原状回復に向け指導等の対応を行つてまいります。

祝
100号

「農業委員会だより」の軌跡

創刊号



創刊号

平成6年1月

発行=高槻市農業委員会

高槻市桃園町2番1号

☎74-4741

農業委員会会長に
橋長俊彦氏が選任



いて、生産緑地地区指定の500haの面積要件に該当するが条例で300haを下限として引下げが可能となりました。このように良好な環境や災害への適應地としての役割等を担う「都市農地」などを、台風や大雨による水害など、保全・活用しようと、いふ機運が高まっています。

推進委員を委

ます。
しかし
ながら、依然として担
くお任しあげます。私は、
ゆたかの委員会活動を併せて、
現会長は平成26年に選任

77号



現会長は平成26年に選任

残暑の候、皆様には益々一
健勝のこととお喜び申し上げ
ます。また、平素より農業委
員会へご指導、ご教示、ご賜
りお礼申しあげます。私は、
ゆたかの委員会活動を併せて、
現会長は平成26年に選任



21号

総合型農セシタリ
期待される緑彩館

地域農業の発展を期待し創刊

50号



平成20年度建議を提出
農業振興と農地保全をめぐ
る農業基本条例の制定

農業関連情報も取材

地産地消推進協議会が
近畿農政局長賞を受賞

83号



農業振興に必要な最新情報を届け



81号

都市農業振興基本法が成立

都市農地保全に向けて
生産緑地面積要件緩和等を要望

91号



農業者の声を施策に反映

平成6年に創刊された「農業委員会だより」は、制度改正など農業を取り巻く社会情勢や農業振興に必要な情報を農業者の皆様にお届けするため、農業委員会と農業者を繋ぐ広報媒体として発行され、市内の全農業者に配布されてきました。今号は創刊から第100号を迎えるので、記念してこれまでの軌跡を振り返ります。

100号